

## 大津市行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業実施要領

### (目的)

第1条 大津市行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業（以下「本事業」）は、認知症等の原因により行方不明となった高齢者等を早期に発見し、保護できるよう関係機関の支援体制を構築し、高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、行方不明になる恐れがある認知症高齢者等の把握及び高齢者等が行方不明となった場合の搜索の協力等の事業を行うものとする。

### (事前登録制)

第3条 本事業による支援を希望する者は、大津市行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業事前登録届（様式第1号）により対象者の登録を行うものとする。なお、登録に要する費用は無料とする。

### (協力機関)

第4条 本事業に協力しようとする介護サービス事業所、公共交通機関等の事業者、団体等については、大津市行方不明高齢者等早期発見ダイヤル事業協力団体登録申請書（様式第2号）により登録し、可能な範囲で搜索等に協力するものとする。

### (コールセンター)

第5条 本事業の委託事業者が設置するコールセンターから各協力機関に対し、行方不明となった高齢者等の事前登録情報と行方不明時の情報、ならびに搜索結果の情報を発信する。

### (協力依頼)

第6条 コールセンターに親族等から事前登録者の行方不明等の連絡があったときは、同センターから協力機関に当該高齢者等の情報を提供して搜索の協力を依頼するものとする。

2 第3条に規定する登録のない行方不明高齢者等については、親族等から搜索協力の依頼があった場合において、行方不明者搜索情報の提出により緊急一時登録を行い、その情報に基づき、関係機関に協力を依頼するものとする。

(登録の変更及び解除)

第7条 事前登録の内容に変更があったとき、又は登録の必要が無くなったときは、登録者は早期発見ダイヤル事業変更届出書(様式第3号)を速やかに届け出るものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 この事業に係る個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律に基づくものとし、個人情報の関係機関への提供は、同法第69条の2項第1号及び4号によるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。